

国立大学法人鳴門教育大学任免関係取扱細則

平成16年4月1日

細則第 29 号

改正 平成17年3月14日細則第 8 号

平成19年3月23日細則第 12 号

平成20年3月24日細則第 12 号

平成21年3月23日細則第 3 号

平成23年3月31日細則第 8 号

平成26年3月24日細則第 10 号

令和5年3月20日細則第 4 号

(総則)

第1条 国立大学法人鳴門教育大学職員任免規程（平成16年規程第10号。以下「任免規程」という。）による職員の任免等に関し必要な事項は、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(人事異動通知書の様式)

第2条 任免規程第27条に規定する人事異動通知書は別紙第1に掲げる様式によるものとする。

(人事異動通知書の異動内容)

第3条 人事異動通知書の異動内容欄には、別紙第2（異動内容記入例）により記入するものとする。

(雑則)

第4条 この細則に定めるもののほか、職員の任免に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別紙第2中、総務部職員に係る異動内容記入例については、平成19年6月30日までの間、改正後の規定に関わらず、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

別紙第1

鳴門教育大学
人事異動通知書

(氏名)	(現職)
(異動内容)	
年 月 日 任命権者 国立大学法人鳴門教育大学長 氏 名	